

意見書

平成 16 年 5 月 21 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

ゆうびんばんごう
郵便番号 103 - 0015

とうきょうとちゅうおうくにほんばしはこざきちょう
東京都中央区日本橋箱崎町 24 - 1

そふとばんくびーびーかぶしかいしゃ
ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の見直しに関し、別紙のとおり意見を提出します。

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の見直しに関する意見

1. 独禁法上問題となる行為をより具体的に明記すべき

第1 3(1)イ コロケーションに係る行為

(略)

競争事業者に対してコロケーションを行う場合に、コロケーションに関連する費用、コロケーションに当たって必要な情報の開示の程度、コロケーション手続の期間等について、競争事業者を自己又は自己の関係事業者に比べて不利にさせるような取扱いをすることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）。

第1 3(1)イ コロケーションにかかる行為

本条項では、「 .コロケーションに関連する費用」、「 .コロケーションに当たって必要な情報の開示の程度」、「 .コロケーション手続の期間」の三点を明示して競争事業者を自己又は自己の関係事業者に比べて不利にさせるような取扱いをすることを問題となる行為としている。これら三点に加えて、競争事業者を自己又は自己の関係事業者に比べて不利な取り扱いを禁じるために、「設置する設備の種類」および「設備の設置にかかる手続き」についても独占禁止法上問題となる行為として明記すべきである。

2. 電気通信事業法上問題となる行為について

(1) 開示すべき情報の種類・内容を具体的に記述すべき(第1 3(2)ア(イ)
「接続又は共用の業務における不当な運営」関連)

NTT 東西の加入系光ファイバの詳細な展開計画、及び提供エリア地図と敷設ルート図等の情報についての開示内容、開示時期は、NTT東西の利用部門あるいはNTT東西の関係事業者と比べて他の電気通信事業者が不利にならず同等になるようにすべきである。

新築の集合住宅や新たに開発される住宅地のように、営業の開始から実際のサ

ービスを提供するまでに長期を要する場合には光ファイバの詳細な展開計画が必要である。また詳細な敷設ルート図を持っていれば持たない場合に比べて営業活動が格段にやり易くなる。NTT 東西はこれらの情報を営業活動に利用できる立場にあると思われるので、他の電気通信事業者が不利になることのないように、また NTT 東西の関係事業者のみに詳細な情報を開示しないようガイドラインで規定するべきである。

(2) コロケーションの拒否及び差別的取扱いに係る問題となる行為をより具体的に明記すべき

< 現行 >

c コロケーションの手続に関する事項

・コロケーションの拒否及び差別的取扱い

(略)

コロケーションの請求に対して、他の電気通信事業者に対して請求に係る設備がコロケーション対象設備に該当することの挙証責任を負わせること。

コロケーションの可否等の調査を、接続の可否等の調査と並行して行うことを可能としないこと。

ケージによるコロケーションの請求に対して、場所の空間的余裕があるにもかかわらずこれに応じないこと。

コロケーションの請求に対して、場所の最小基準を設けたり、古くなって使われなくなった設備を存置している等の事由により拒否する等、不合理な制限を設けること。

コロケーション設備に係る電力の利用については、無停電電源装置を介しない一般商用電源の利用が物理的に可能であるにもかかわらず、その利用を認めないこと。

コロケーションの条件において自己又は自己の関係事業者と他の電気通信事業者との同等性を確保しないこと。

< 改定原案 >

c コロケーションの手続に関する事項

・コロケーションの拒否及び差別的取扱い

(略)

コロケーションの条件において自己又は自己の関係事業者と他の電気通信事業者との同等性を確保しないこと。

現行ガイドラインにおいては ~ において同等性を確保することの具体的事項が挙げられていたものが、改定原案では抹消されている。これらの項目は、現行 および改定原案 項における「同等性を確保しないこと」の具体例を述べたものであり、ガイドラインは独占禁止法と電気通信事業法の適用がどのように行われるかをあらかじめ事業者ができるだけ予見できることに意義があることから極力具体的な記述が望ましい。

仮に現行ガイドラインにおける の規定は現行ガイドラインにおける ~ に列挙される事項を包含するという解釈に基づき、かかる変更を行ったのであっても、それが明確になるよう、例えば、以下のような規定にすべきである。

コロケーションの条件において自己又は自己の関係事業者と他の電気通信事業者との同等性を確保しないこと(以下の事項を含むがこれに限らない)。

-)コロケーションの請求に対して、他の電気通信事業者に対して請求に係る設備がコロケーション対象設備に該当することの挙証責任を負わせること。
-)コロケーションの可否等の調査を、接続の可否等の調査と並行して行うことを可能としないこと。
-)ケージによるコロケーションの請求に対して、場所の空間的余裕があるにもかかわらずこれに応じないこと。
なお、局舎内の場所の将来における使用を理由にコロケーションの請求に応じない場合は、当該コロケーションの請求を行った電気通信事業者に対し、当該場所の使用計画を裏付ける資料等を提出することを要する。
-)コロケーションの請求に対して、場所の最小基準を設けたり、古くなって使われなくなった設備を存置している等の事由により拒否する等、不合理な制限を設けること。
-)コロケーション設備に係る電力の利用については、無停電電源装置を介さない一般商用電源の利用が物理的に可能であるにもかかわらず、その利用を認めないこと。

事実、具体的に以下のような事例が発生していることからしても、現行ガイドラインについて、列挙されている問題となる事例の記載が拡充されることはあっても削除される合理性は見当たらない。

(具体例)

-)当社のコロケーション申込に関しては、緊急用の発電機の余力がないため接続不可の回答があったにもかかわらず、当該局舎において、フレッツは加入を延ばしつつけていたことから、NTT に問い合わせたところ、当社にコロケーション不可の回答をした後もフレッツ分については機器の増設を続けていたことが判明。

この点について強く NTT 側に抗議したところ(緊急用発電機の余力がないにも

かかわらず)当社のコロケーションが認められた、という事案。

-)コロケーションの申込を行ったところ、空きスペースがないという理由で不可との回答を受けた。現地で立入りを行ったところ、かなりの空きスペースがあり、これを NTT に指摘したが「2～3年後の設備の更新に必要なため空きスペースではない」旨の回答があり、コロケーションは認められなかった。
- この局舎以外でも局社内の空きスペースの至る所にテープが貼ってあり、将来使用する計画になっているとの理由でコロケーションが認められないケースがある。

(3)理由付記、立ち入り等に係る問題となる行為をより具体的に明記すべき

< 現行 >

・理由付記、立入り等

コロケーションが可能と回答する際に、通信用建物内の具体的なコロケーションの場所及びその選定理由を回答しないこと。

コロケーションの場所の選定理由が、コロケーション設備の設置の時点で、自己等の電気通信役務の提供を阻害しない範囲で、例えば可能な限り接続点から最短距離にあること等、最も低廉になる条件にあることを基本とするものでないこと。

コロケーションを行う通信用建物について、コロケーションの請求への回答に関する確認のために行う他の電気通信事業者の立入りを受け入れないこと。

空き場所がないためにコロケーションが不可能と考える通信用建物について、空き場所の有無の確認のために行う他の電気通信事業者の立入りを受け入れないこと。

他の電気通信事業者からコロケーションに係る工事や保守の受託を受ける場合に、当該他事業者が行う立会いを認めず、立会いの時間帯を制限し、当該立会いに対する立会いを当該他事業者の合意を得ずに行い、又は当該他事業者の工事や保守の円滑な実施に必要な他の電気通信事業者による助言等の行為を禁止すること。

< 改定原案 >

・理由付記、立入り

他の電気通信事業者からコロケーションに係る工事や保守を受託する場合に、当該他事業者の立会いを認めず、立会いの時間帯を制限し、当該立会いに対する立会いを当該他事業者の合意を得ずに行い、又は当該他事業者が立ち合った際の工事業者に対する工事や保守の円滑な実施に必要な助言等を行うことを禁止すること。

現行 ~ 項を削除する理由が不明である。

現行ガイドラインにおいては ~ において電気通信事業法上問題となる行為の具体的事例が挙げられていたものが、改定原案では ~ 項が削除されているが、その理由が不明である。ガイドラインは独占禁止法と電気通信事業法の適用がどのように行われるかをあらかじめ事業者ができるだけ予見できることに意義があることから極力具体的な記述が望ましく、削除すべきではなく残すべきである。

以上